

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年5月26日(2016.5.26)

【公表番号】特表2015-512533(P2015-512533A)

【公表日】平成27年4月27日(2015.4.27)

【年通号数】公開・登録公報2015-028

【出願番号】特願2015-504636(P2015-504636)

【国際特許分類】

G 02 F 1/15 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/15 5 0 2

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月23日(2016.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、

前記基板の可視領域内の前記基板の一部を覆い、前記基板の前記可視領域の外側境界から間隔を置いた外側エッジを有するエレクトロクロミックコーティングであって、前記エレクトロクロミックコーティングの前記外側エッジと前記可視領域の前記外側境界とは作業領域の境界を定める、エレクトロクロミックコーティングと、

前記作業領域内に配置され、複数の相隔たる形状を含む少なくとも1つのパターン化層と

を備えるエレクトロクロミックデバイス。

【請求項2】

前記デバイスはフレームに挿入され、前記形状は、(i)前記エレクトロクロミックコーティングの前記外側エッジ、(ii)前記デバイスと前記フレームとの間のシールの内側エッジ、及び(iii)前記フレームの内側リムのうち少なくとも1つに対して平行である、請求項1に記載のデバイス。

【請求項3】

前記形状は点である、請求項1に記載のデバイス。

【請求項4】

前記点は少なくとも、第1の線に沿って配置された第1の複数の点と、第2の線に沿って配置された第2の複数の点とを含み、前記第1の複数の点は、前記第2の複数の点に対して平行である、請求項3に記載のデバイス。

【請求項5】

前記第1の複数の点の各点は第1の寸法を有し、前記第2の複数の点の各点は第2の寸法を有し、前記第1の寸法は前記第2の寸法と異なる、請求項4に記載のデバイス。

【請求項6】

前記点は少なくとも、第3の線に沿って配置された第3の複数の点をさらに含み、前記第3の複数の点は、前記第1の複数の点および前記第2の複数の点に対して平行であり、

前記第1の複数の点の各点は第1の半径を有し、前記第2の複数の点の各点は第2の半径を有し、前記第3の複数の点の各点は第3の半径を有し、

前記第2の複数の点は、前記第1の複数の点と前記第3の複数の点との間にあり、

前記第1の複数の点の前記第1の半径は、前記第2の複数の点の前記第2の半径より大きく、

前記第2の複数の点の前記第2の半径は、前記第3の複数の点の前記第3の半径より大きい、請求項5に記載のデバイス。

【請求項7】

前記形状のうち少なくともいくつかは、異なる幅および異なる厚さのうち少なくとも1つを有する、請求項1に記載のデバイス。

【請求項8】

前記相隔たる形状のうちのいくつかは、前記相隔たる形状のその他の形状と異なる形状を有する、請求項1に記載のデバイス。

【請求項9】

前記形状は、円形、三角形および長方形のいずれかを含む、請求項8に記載のデバイス。

【請求項10】

前記パターン化層は、約1μm～約50μmの厚さを有する、請求項1に記載のデバイス。

【請求項11】

前記パターン化層のうちの少なくとも一部は、複数の重なり合う層から形成される、請求項1に記載のデバイス。

【請求項12】

前記複数の重なり合う層のうちの少なくとも1つの層は、前記複数の重なり合う層のうちの別の1つとは異なる色を有する、請求項11に記載のデバイス。

【請求項13】

前記相隔たる形状のうちの少なくとも1つは、前記相隔たる形状のうちのその他の形状とは異なる色を有する、請求項1に記載のデバイス。

【請求項14】

エレクトロクロミックデバイスであって、前記デバイスはフレームに挿入され、前記デバイスは、

基板と、

前記基板の可視領域内で前記基板の一部を覆うエレクトロクロミックコーティングであって、前記可視領域が、シールの内側エッジ及び前記フレームの内側リムのうちの1つにより境界を定められ、前記エレクトロクロミックコーティングが、前記基板の前記可視領域の外側境界から間隔を置いた外側エッジを有し、前記エレクトロクロミックコーティングの前記外側エッジと前記可視領域の前記外側境界とが作業領域の境界を定める、エレクトロクロミックコーティングと、

前記作業領域内に配置され、(i)複数の相隔たる線、及び(ii)相隔たる複数の点のうちの少なくとも1つを含む、少なくとも1つのパターン化層とを備えるエレクトロクロミックデバイス。

【請求項15】

少なくとも1つのエッジを有する薄膜のスタックと、

前記薄膜のエッジの上部に配置され、前記エッジの長さのおおよそ全長にわたって延びてあり、(i)一連の線、及び(ii)一連の点のうちの少なくとも1つを含む少なくとも1つのパターン化層と

を備える基板。